

2014年11月14日 全3頁

ESG ニュース

米中、気候変動対策で新目標

中間選挙後も CO₂排出規制を進めるオバマ政権

環境調査部 研究員 物江陽子

[要約]

- 米国と中国が気候変動対策で新目標を発表した。米国の新目標は CO₂排出規制案に概ね沿った内容でサプライズはないが、オバマ政権が大敗した中間選挙後も、CO₂排出規制を進めるとのメッセージとも受け取れる。反対も多い規制案だが、少なくとも来年1月に最終規則の公表が予定されている新設発電所への CO₂排出基準の導入は、予定通り実施される可能性がある。導入されれば米国における石炭火力発電所の新設は事実上困難となる。米国の「脱石炭」の行方に引き続き注目したい。

米中、COP21 に向けて 2020 年以降の気候変動対策案を発表

現在、国際社会は、2015 年末にパリで開催される第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において、2020 年以降の気候変動対策の国際枠組みに合意することを目指している。このため、昨年ワルシャワで開催された COP19 では、締約国は「COP21 に十分に先立って」、「準備ができた国は 2015 年第一四半期までに」各国の対策案を条約事務局に提出することが求められた¹。この COP 決定に基づいて、2014 年 11 月 11 日、米国と中国は 2020 年以降の気候変動対策の新たな目標を発表した (図表 1)。米国はプレスリリースにおいて、今回発表した新目標を 2015 年第一四半期までに条約事務局に提出するとしている²

図表 1 米国と中国の新目標

【米国】 2025 年に温室効果ガス排出量を 2005 年比 26-28%削減 (2005~2020 年に年平均 1.2%削減、2020~2025 年に年平均 2.3~2.8%削減)、2050 年までに 80%削減
【中国】 2030 年頃、早期に CO₂排出量をピークアウトさせ、エネルギーに占める非化石燃料のシェアを 20%程度に増やす

(出所) The White House (2014) “FACT SHEET: U.S.-China Joint Announcement on Climate Change and Clean Energy Cooperation” November 11 より大和総研作成

¹ UNFCCC (2014) “Report of the Conference of the Parties on its nineteenth session, held in Warsaw from 11 to 23 November 2013” January 31, 2014 (FCCC/CP/2013/10/Add.1)

² The White House (2014) “FACT SHEET: U.S.-China Joint Announcement on Climate Change and Clean Energy Cooperation” November 11

米国の新目標は発電所へのCO₂排出規制案に沿ったもの

米国が発表した新目標（2025年に温室効果ガス排出量を2005年比▲26-28%）について、ホワイトハウスは「既存の法律に基づき達成可能な、コスト効率的な炭素汚染削減についての徹底的な分析に基づくもの」と述べているが³、具体的には発電所を対象とするCO₂排出規制案における分析をベースとしていると思われる。詳しくはレポート（[物江陽子（2014）「シェールガスを武器に脱石炭に向かう米国\(上\)：発電所に対するCO₂排出規制のインパクト」大和総研](#)）をご覧ください。米国は最大の温室効果ガス排出部門である発電部門へのCO₂排出基準の導入を計画しており、それにより2030年に発電部門におけるCO₂排出量を2005年比で30%削減することを目指している。

具体的には、新設発電所に対するCO₂排出規制案（New Source Performance Standards: NSPS）と、既設発電所に対するCO₂排出規制案（The Clean Power Plan: CPP）だが、2020年以降の温室効果ガス削減目標については、CPPの制度設計において詳細な検討が行われてきた⁴。官報に掲載されたCPP制度案は130ページにわたる詳細なもので、州ごとの削減ポテンシャルを推計し、2030年までに高水準で削減目標を達成するケース（オプション1）と2025年までに低水準で削減目標を達成するケース（オプション2）を想定し、それぞれについて、①複数州が共同で目標達成する場合と、②各州が単独で目標達成する場合の、温室効果ガス削減量と発電設備に与える影響、雇用に与える影響等を推定している。それぞれのシナリオにおける発電部門のCO₂排出量の推定値は、オプション1では2025年に2005年比▲28%、オプション2では同▲22～▲23%となっている（図表2）。これらは発電部門のCO₂のみの数値ではあるが、今回米国が発表した新目標は、これら推定値の2005年比変化率に概ね沿った水準となっている。

図表2 CPPにおける2020年以降の発電部門のCO₂排出量（推定値）

	CO ₂ 排出量(百万トン)	2005年比
オプション1（2030年までに高水準で削減目標を達成するケース）		
①複数州が共同で目標達成する場合		
2020年	1,790	-25%
2025年	1,730	-28%
2030年	1,711	-29%
②各州が単独で目標達成する場合		
2020年	1,777	-26%
2025年	1,724	-28%
2030年	1,701	-29%
オプション2（2025年までに低水準で削減目標を達成するケース）		
①複数州が共同で目標達成する場合		
2020年	1,878	-22%
2025年	1,862	-22%
②各州が単独で目標達成する場合		
2020年	1,866	-22%
2025年	1,855	-23%

（注）2005年比変化率については、EPA（2014）“Inventory of U. S. Greenhouse Gas Emissions and Sinks: 1990-2012” April 15, 2014 掲載の2005年CO₂排出量より大和総研が算出

（出所）EPA（2014）“Carbon Pollution Emission Guidelines for Existing Stationary Sources: Electric Utility Generating Units; Proposed Rule” Federal Register. June 18, 2014 より大和総研作成

³ 脚注2参照

⁴ 図表2出所参照

中間選挙後も CO₂ 排出規制を進めるオバマ政権

このため、今回の新目標の水準についてサプライズはないが、新目標の発表は、オバマ政権が大敗した中間選挙後も、CO₂排出規制を計画通り進めるとのメッセージとも受け取れる。

オバマ政権は2009年の政権発足当初、気候変動問題を重要課題のひとつとして、連邦レベルでCO₂排出権取引の導入を目指したが、下院を通過した関連法案は上院を通過することなく廃案となり、計画が立ち消えとなった経緯がある。しかし、オバマ政権が二期目に入り浮上した今回のCO₂排出規制案は、既存の大気浄化法に基づく規制であるため、新たな立法の必要がない。また、大気浄化法の下で環境保護局がCO₂排出を規制する義務を負うことは、2007年の最高裁判決、そして2009年の環境保護局の調査によって法的な根拠が示されている。法的根拠を崩すためには新たな立法が必要であるが、そうした法案が議会を通ったとしても、大統領拒否権の行使が予想される。規制案には製造業や石炭産業からの反対が強く、修正や遅延の可能性はあるが、少なくとも来年1月に最終規則の公表が予定されている新設発電所へのCO₂排出規制案については、実施される可能性があると筆者はみている。新設発電所へCO₂排出基準が導入されれば、米国における石炭火力発電所の新設は事実上困難となる。米国の「脱石炭」の行方に引き続き注目したい。

【関連レポート】

[物江陽子「シェールガスを武器に脱石炭に向かう米国（上）：発電所に対するCO₂排出規制のインパクト」\(2014年8月14日\)](#)

[物江陽子「シェールガスを武器に脱石炭に向かう米国（下）：石炭火力への公的金融支援停止が意味するもの」\(2014年9月18日\)](#)

[物江陽子「気候サミットへ機関投資家が対策強化を要望：気候変動対策で投資先企業の選別が進む可能性」\(2014年9月26日\)](#)

【大和インターネットTV】

[物江陽子「CO₂ 排出規制はどこに向かうのか？～「脱石炭」に向かう米国 v. s. 新興国～」](#)